

従業員の
みなさま

あなたの職場の
困った...に
答えます！



問題が深刻化する、その前に

労働問題の専門家、社労士が「あっせん」で解決！^{*}

*「あっせん」とは、社労士など労働問題の専門家が労働者・経営者の間に入り、「話し合い」により問題解決をめざす制度です。

まずは電話相談から…という方は
職場のトラブル相談ダイヤル

受付時間：午前11時～午後2時（平日）

対面相談やあっせんを希望する方は
総合労働相談所・
社労士会労働紛争解決センター

0570-07-4864

0570-064-794

おなやみ

しゃろうし

相談
無料

※通話料（ナビダイヤル）
は有料です。

お近くの都道府県社会保険労務士会につながります。（受付時間は地域によって異なります。）



従業員の皆さん、こんな問題をかかえていませんか？

- 01 サービス残業が当たり前になっている。
- 02 妊娠・出産が理由で休職を申請したが、職場復帰は難しいと言われた。
- 03 毎日長時間の残業を強いられ、体調に支障をきたしている。
- 04 パワハラやセクハラをされた経験がある。
- 05 会社から説明もなく、給料の引き下げが行われた。
- 06 解雇されたが、解雇理由に不満がある。



費用面の負担が少ない「あっせん制度」

いろいろと
かかるなあ…
費用も時間も



訴訟手続きにかかる
費用に比べて、

これなら、
安心して
利用できます！



「あっせん」は少ない
費用で済みます！



「あっせん」という解決方法があります！

そこでお勧めしたいのが、労働問題の専門家「社労士」が間に立ち、「あっせん」により和解案をご提示するという解決方法です。
訴訟手続きになる前に、まずは「あっせん」によって解決する方法を考えてみませんか。

「あっせん」による解決の流れ

①電話

まずはお気軽にお電話ください。
個人情報・プライバシーは厳守いたします。

②対面相談

あなたのお悩みや置かれている状況を、社労士が親身になってお聞きします。

③あっせん

会社と社員の双方から個別にお話を聞きし、納得できる和解案をご提示します。

→ WEBサイトのチャートで自己診断してみましょう！

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/assen/>

携帯・スマート
フォンから ➔

